

令和7年度 国民健康保険税のお知らせ

令和7年度国民健康保険税の税率を、下記のとおり見直しました。

令和6年度税率			増減	令和7年度新税率	
	区分	税率		税率	
基礎課税分 (被保険者全員)	所得割率①	9.00%	+2,700円	9.00% (据え置き)	28,700円
	均等割額②	26,000円		24,800円 (据え置き)	
	平等割額③	24,800円		3.00% (据え置き)	
後期高齢者支援金分 (被保険者全員)	所得割率④	3.00%	+1,500円	3.00% (据え置き)	9,500円
	均等割額⑤	8,000円		6,800円 (据え置き)	
	平等割額⑥	6,800円		2.60% (据え置き)	
介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者)	所得割率⑦	2.60%	+300円	2.60% (据え置き)	10,800円
	均等割額⑧	10,500円		5,900円 (据え置き)	
	平等割額⑨	5,900円			

- 国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額(上記①~⑨)で計算し、世帯単位で課税されます。
- 所得割：被保険者の所得に応じて計算 ●均等割：世帯の被保険者数に応じて計算 ●平等割：世帯につき計算
- 保険税(年額)の上限が改正され、基礎課税分の上限が65万円から**66万円**に、後期高齢者支援金分の上限が24万円から**26万円**になります。介護納付金分の上限は17万円のまま据え置きです。

国民健康保険税軽減制度

一定の所得以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。
令和7年度より5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が次のとおり改正されました。

現行軽減判定基準		令和7年度軽減判定基準	
軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得額の合計	軽減割合	世帯主とその世帯の被保険者(※1)の所得額の合計
7割	43万円+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	7割 (改正なし)	43万円+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合
5割	43万円+(29.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	5割	43万円+(30.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合
2割	43万円+(54.5万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合	2割	43万円+(56万円×被保険者(※1)数)+「10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)」以下の場合

- ※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方で以後その世帯に継続して所属している方を含む。
- ※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける方。

☎ 市税務課 諸税担当(市役所1階) ☎ 32・3845 / FAX 33・3401
✉ shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

脳トレアプリの参加者を募集します!

募集定員
25名程度

市では脳トレアプリを活用した「認知症予防活動」の参加者を募集しています。
ゲーム感覚で楽しく脳を活性化し、認知症予防に取り組んでみませんか。

- 対象者 65歳以上の市民で、お持ちのタブレットやスマートフォンにアプリをダウンロードできる方
- 参加費 無料(アプリのダウンロードやプレイにかかるデータ通信料は自己負担となります。)

☎ 市介護福祉課 給付・認定・地域支援担当(市役所1階⑦番) ☎ 32・3507 / FAX 35・0272
✉ kaigofukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

☎ お問い合わせ先



2025年(令和7年)4月5日
広報こまつま

小松島市役所 代表 ☎ 32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。